

日
王
山
初
日
の
出
登
山

集合時間／1月1日(祝) 5時45分

集合場所／ふれあい塾キャンプ場

コース／ふれあい塾(6時出発)～日王山山頂(7時頃到着)～

ふれあい塾(8時30分頃到着)

主催／ふれあい塾を支える会、金田町

下山後、かつぼう酒・ぜんざい・初日の出宝くじ

・記念タオルなどを用意しています。

お問い合わせは ふれあい塾
☎22-5400

人権作文入選作

人権のことについて

高嶋 理沙

人権は、みんな平等にある権利だけど、それを人から奪うことが差別ではないかと思う。

人の権利を奪うことは、してはいけない。けれど、今では平気でそんなことをする人が多くなっていると思う。人が泣いているところ、困っているところを平気で笑う人が確実に多くなっていると思う。

そんなことをする人たちは、人間として情けない。だから、周りの人たちが止めてあげなければならないと思う。でも、それを実行するのは難しい。わたしにできるかと聞かれると、今の自分には止められるほどの勇気がきつくないから、できないと答えるだろう。しかし、わたしはそうやって自分に言い訳をして逃げたいと思わない。言い訳して逃げるたびに、きっと誰かが傷ついているからだ。

わたしは、どうしたら差別がなくなるかを考えてみた。人は一度でも他人の嫌なところが見えてしまうと、その嫌なところばかりが見えるようになってしまうと思う。でも、それだけで人の価値を決めるのは、あまりにもわがまますぎる。悪いところだけを見るのではなく、良いところも見つけていくことが、大事だと思う。もちろん、その人の悪いところを悪いと言うこともまた大切なことだとも思うが、その時は相手を大切に思う気持ちがないといけないと思う。こういったことがすぐに差別を無くすための解決につながるというわけにはいかないかもしれないが、わたしたちに出来る大切な第一歩だと思う。お互いを認め合い、他の人を自分と同じように大切にすることが、差別を無くすことに



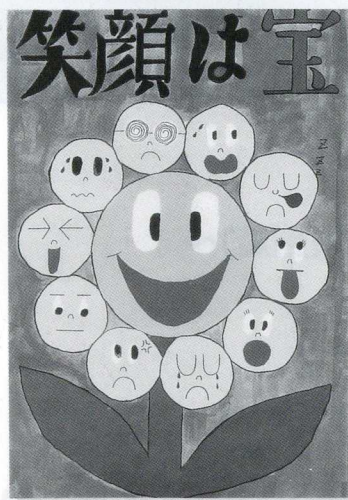
つながっていくのではないのだろうかと思う。

この他にも、差別を無くす方法は、わたしたちの身近にきつとたくさんあると思う。それは毎日の生活のささいな出来事の中にあって、見逃してはいけないことだと思う。例えば、友だちの悪口を言わないとか、自分がされて嫌なことは人にしないとか。こういったちょっとしたことに思えるようなことが、実はとても大切なことだと思う。

次にわたしは、差別された人はどんな気持ちになるのかを考えてみた。差別をされた人たちの気持ちは、正直に言うと今のわたしには本当には分からないかもしれない。ただ、差別は確実に差別された人の心を苦しめ続けるということだけはよく分かる。差別されたことはきつとその人たちに嫌なものとして残り続けるだろう。だから決して差別は許してはならないのだ。もし差別を受けた時には、きつと何か助けになってくれる人が必ずいることは信じて欲しい。そして、わたしはそんな人になりたい。だから、ちょっとしたことでも見逃したくないと思った。

差別を無くしていくことは、なかなか難しいことかもしれないが、考え方や物事の見方を少し変えていけば、きつと解決への道が開かれると思う。そして、困っている人がいた時には、勇気をもって接することができれば、その人もきつと嬉しい気持ちになると思う。

人権ポスター入選作



矢野知世



吉田淳美

シリーズ 防犯 Self Defense ④

児童虐待

子どもに対する親の不当な暴力を防ぐのは、周囲にいる大人の義務です。

発見しにくい児童虐待

児童虐待には、一目で分かる身体的虐待のほかに、心理的虐待、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）などがあります。

虐待の多くは、家庭内の密室で行われるため、発見しにくいのが実情です。

虐待と思ったらすぐに通報を

「不自然なアザがある」「泣き叫ぶ声が毎晩のように聞こえる」など、身近な生活のなかで、「もしかしたら虐待かも」と思ったら、ためらわず児童相談所や福祉事務所などに連絡してください。

これは児童福祉法に定められている義務です。

児童相談所

児童相談所では、児童虐待の対応のほか、子育ての不安や子どもに対する悩みについて、さまざまなアドバイスを積極的にしてくれます。

虐待についての通報にも適切な対応が取れるよう、保護する体制を整えています。もちろん、あなたが連絡したこと機密は守られます。

あなたの一本の連絡で、大切な子どもの命や人権が守られるのです。



アドバイス

虐待の疑いがあるときは通報する

近所の子どもの様子にも注意を払う

子育ての悩みなどは児童相談所などに相談する

中央公民館俳句教室詠草

岩井鬼堂選

神留守の風を自在に鳶の輪
億年の銀河の寿命点滅す
剥落の仁王の念怒木の実落つ
鬼杉の冬に構へる力瘤
茶がさいてこの世の時間待ったなし
座禅堂音なく冬に入りけり
秋刀魚焼く女世帯に皿一つ
木の洞に口笛吹かす北の風
露けしや都府楼跡のコンサート
新走り陶の狸の徳利買ひ
山茶花の真赤にもえて独りかな
秋深む山に齢のあるごとく
天狗吐く息が濃くする紅葉かな

塚本美樹弥
日比生利子
建部三由紀
永尾喜美江
田村 君子
香月 富子
福田 初子
松岡 蔦枝
村上 道子
大井 良治
大堀まさえ
原田 鈴江
花石かほる

2月3日から電算化スタート

戸籍謄本・抄本が変わります



お問い合わせは
役場住民課住民係
☎22-6663

戸籍は、夫婦を中心に、その家族の本籍地や家族関係および生まれてから死亡するまでを登録した重要な文書です。明治時代から続いている戸籍は、これまで手書きかタイプで記録・管理されてきました。金田町では、2月3日からコンピュータによる新たなシステムを導入します。これは戸籍法の改正で電算化が可能になり、戸籍事務をより迅速に、より正確にそしてより分かりやすくするためです。

縦書きから横書きへ

今までの戸籍は縦書きでしたが、新しい戸籍は横書きになり、大変見やすくなります。

また、用紙サイズは、B4判からA4判に小型化されます。

戸籍謄本などの名称が変わります

これまで戸籍に記載されている全員を証明するものを「戸籍謄本」、個人を証明するものを「戸籍抄本」と呼んでいました。新しい戸籍では、「全部事項証明書」と「個人事項証明書」にそれぞれ名称が変わります。

人名用文字の確認にご協力を

戸籍は、常用漢字や人名用漢字、そのほか国民一般に通用する文字で記載することになっています。

しかし、今までの戸籍には辞書にない文字が記載されている場合があります。

対象は金田町に本籍がある人

今回の電算処理は、本籍地が金田町の人が対象です。

住民票の住所が金田町でも本籍地が金田町以外の人は対象ではありません。ご注意ください。

偽造防止の用紙

証明書が不正に使用されないよう、証明用紙には、偽造防止用紙を使用します。複写機でコピーすると「無効」の文字が浮き出るよう処理されています。

また、今まで朱印で押印されていた町長の証明印は、黒色の電子公印になります。

今回の電算化に伴い、辞書にある文字に置き換えてコンピュータに登録する予定です。該当者には「氏名字体」を確認していただくための文章を1月上旬に郵送します。ご協力をお願いします。

今までは



名称/戸籍謄本
戸籍抄本
様式/B4判 縦書き
書式/文章形式
用紙/白紙
公印/赤印(朱肉印)

戸籍の附票も変わります

戸籍の附票は、戸籍と住民票を結びつけるもので、住所の履歴が記録されているものです。今回、戸籍電算化に合わせて、附票も電算化されます。

戸籍の電算化 Q & A

Q: 今までの戸籍はどうなるの

A: 今までの戸籍は、画像化してコンピュータで管理します。これは、「平成改正原戸籍」として保存されます。

Q: 電算化でプライバシーの保護は守れるの

A: 個人情報保護のための「保護管理要領」で、今まで同様プライバシーは守られます。

Q: 電算化で氏名が辞書にない文字に変わった場合、住民票や印鑑証明などの文字はどうなるの

これからは

名称/全部事項証明書
個人事項証明書
様式/A4判 横書き
書式/簡条書き
用紙/偽造防止用紙
公印/黒印(電子公印)

本籍の表示が一部変わります

今までの戸籍と住民票には、本籍の地番表示が「〇〇番地の△」と記載されていました。これからは、「の」が省略され、「〇〇番地△」と表示されます。

A: 電算化された戸籍の文字に合わせるようになります。なお、文字変更の手続きを改めてする必要はありません。

Q: 相続のため必要な複雑な戸籍は、すぐに発行できますか

A: 電算化によってデータを一括管理するので、これからは複雑な戸籍も短時間で発行できるようになります。

Q: 電算化で、証明手数料は変わりますか

A: 戸籍の証明手数料は、今までどおり1件当たり450円です。ただし、今までの縦書きの戸籍(平成改正原戸籍)の手数料は、750円です。